

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成18年6月2日(金)午後2時から3時30分

2 場 所 福島県自治会館 3階 303会議室

3 出席者

- ・福島県環境影響評価審査会 7名
- ・福島県 5名
- ・傍聴者 2名

4 議 事

いわき大王製紙(株)から提出された「いわき大王製紙4号バイオマスボイラー建設事業に係る環境影響評価準備書」について、資料1～4に基づき事務局から説明を行った後、審議を行い、審査会としての意見(知事意見に盛り込む内容)をとりまとめた。委員等の発言要旨は以下のとおり。

(議長)事務局説明に対し意見をお願いしたい。

(委員)3点ほど述べたい。はじめに、知事意見案2-(2)番については、「大気質の予測に当たっては、現地気象観測結果等を適切に活用することにより、高濃度が出現する可能性のある気象条件を設定するとともに、その根拠を分かりやすく示すこと。」としている部分を、むしろ、『大気質の予測に当たっては予測根拠を分かりやすく説明するとともに』を先にして、『高濃度が出現する可能性のある気象条件を設定、評価すること』と続けた方が、文章の内容が分かるのではないか。なぜかという、準備書では、安定層底部高度を450mに設定している。有効煙突高は示されていないが、煙突の高さが100mなので、有効煙突高はおそらく200m程度にしかならないと思う。有効煙突高の高さに安定層底部があった時に一番濃度が大きくなるというのが一般的な常識である。ところが、なぜ逆転層の高さが450mの時に一番高濃度になるのかという説明をせず、この高濃度の時を予測条件としてアセスがなされているので、その理由を聞きたい。気象観測はきちんとされておりゾンデ観測もやられているので細かいデータはあると思われる。そういう意味からすると、アセスのやり方としての問題があるので、大気環境に関して意見を幾つか出した。

もう一つは、燃料の問題と関わって全体のことになるが、「実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する」というときに、燃料を変えることは可能なのかという話がある。排気諸元は低減されていると言うけれども、燃料別には排気諸元は書かれていない。つまり、燃料別にこういうものが排気されると書いてあると、木質チップとカットタイヤとその他のものを、どのように混ぜたらもう少し低減が図れるのかという議論ができるのではないか。その時に、こういう技術もあるのではないかとか、重油ではなくてガスを使って下さいとかという話も、ある意味で実行可能な範囲ではないのかと思う。そういう問題との関わりで、「実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する」という表現で本当に良いのか、全体の流れの中で疑問を持った。これは指導というよりは、委員としてどの

ように理解したらよいのかということをご指摘頂ければありがたい。

あと一つは、先程申し上げたように、可能であれば燃料別の排気諸元を提示して頂くと分かりやすいと感じた。

(事務局) 予測根拠を明確にさせることについては、文言の書き方もあるので、意図をもう少し整理したい。燃料別の排出諸元については、意見案の1-(1)番に「これらの含有量を定期的に把握する方法等、環境負荷のより少ない燃料を選択するための環境保全措置を示すこと」とあり、この部分の表現をもう少しを変えれば含めることができると思うので、これについても事務局で整理したい。

(議長) 燃料の件については、意見案の1-(1)番の前段において「環境負荷のより少ない燃料を選択するための環境保全措置を示すこと」の部分を変更して含めるということ。もう一つは、意見案の2-(2)番で、高濃度となる条件として逆転層底部の高さ450mは、有効煙突高よりもかなり高いので、その関係が分かるような記述を求める意見に修正するということであるが、実行可能な範囲で低減が図られているという表現についてはどうなのか。

(事務局) その表現についても併せて検討したい。

(委員) 最終的にはそういう表現にはなるだろうとは思いますが、ただ、二酸化炭素の問題でもそうであるが、バイオマスだから構わないというわけにはいかない。気象については安定層の他にも風向のとらえ方についても意見を上げているので、評価書では説明して頂くとありがたい。

(議長) 塩化水素についても濃度が高くなって集中すると、植物への影響も考えられるが、そういうことがないことの説明も必要ではないかと思う。

(事務局) 評価書では整理したい。

(委員) 私の意見は意見案の3-(1)番に十分反映されているが、私が出した意見は、製紙会社というのは排水処理がものすごく多くて、汚れている、臭いがするという住民が持つイメージを頭に入れて書いた意見である。読み上げると「BOD規制(河川)であるので、生物処理を主体とした処理方式で妥当であると思います。バイオマスの利用は水処理に負担のかかる技術であり、BODとCOD_{Mn}を同一規制値で満足出来るような水処理装置上の工夫が必要と思われます。」ということで、砂濾過又はオゾン酸化又は活性炭吸着が必要ではないかという意見である。現地を見ても泡や白い水が出てる状況であり、これでアセスをクリアしてきたと言われると困る部分ではある。私の意見に対する事業者見解は、「既設排水処理設備では、ご指摘の微生物分解のほかに自然沈殿、凝集沈殿といった排水処理を行っており、排水処理前と排水処理後のCOD排水濃度の実測値から、CODに対しても高い処理能力、除去率93.9%を有するものと考えます。」とされている。生物処理というのは有機物・BOD成分はとれるがCOD_{Mn}成分はとれない、けれども凝集沈殿を行っているからここまで浄化されているという意味だと思うが、それでもまだあれだけ白濁している状況にある。今度の事業は、さらに水の循環利用をする、再度濃縮されたものがぐるぐる回ることなので、意見案の3-(1)番にあるように、「白水再利用による新たな負荷に対しても十分な処理能力を有することの根拠を明らかにすること」という意見となっている。事

業者見解を続けると、「本事業の工場排水は鮫川に放流されること、工場・事業場排水141試料を用いてCOD（公定法）とBODの比較を行っている文献資料によると、CODの平均濃度はBODの約2.4倍の値を示しており、COD濃度をBODの排水基準と比較することは難しい状況であることから、本事業における工場排水については、河川に係る環境基準及び排水基準が設定されているBODについて監視を行っていきます。」とある。結論は、COD成分は活性汚泥では7割程度しか除けない、後は化学的な凝集沈殿を付けて93.9%まで除けています、ということを行っているのだけれども、まだ泡はあるし白濁しているわけである。

さらに、いわき市長の意見「既存排水処理設備のBODの除去率については、当該設備のCODの除去率の実績値から設定しているが、その妥当性について明らかにすること。」に対する事業者見解を読み上げると「ご指摘のとおり、BODについてはCODと比較して凝集沈殿処理による高い除去効果がみられないことから、評価書においては、準備書の表7.2-16に示す微生物分解装置の除去率70%を用いて予測を行います。」とあり、これを見るとBODもその程度しか除けていないのかという気もする。事業者見解を続けると「なお、除去率を70%とした場合においても、本事業実施後における排水処理設備からのBOD排水濃度は現況と変わらない値となります。」とあり、ということはBODは除けるけどCODは凝集沈殿でしか除けないということで、白濁を処理するには、凝集沈殿の後にさらに微細なSS分を除くという意味で、砂濾過のような濾過処理を入れるか、パルプ排液のようなものであればオゾンで酸化するか等の処理の追加を提案したい。色素成分や白濁成分を更に除くにはこうした処理が必要ではないかと思ひ意見を提出したが、知事意見としては3-(1)番で目的を達成されていると思う。

(事務局) 今回の条例改正により、評価書に対して知事意見を述べるできるようになったので、その必要があれば対応することしたい。

(議長) 知事意見としてはこれで良いということか。

(委員) 趣旨を理解頂いて、対応していただければよい。

(委員) 事後調査についてであるが、意見案の1-(6)番では、監視計画を充実するようにすれば事後調査は無しで良いという意見にしている。しかし、水質については排水処理薬品等も使われており、それによる生物への影響も分からないので、本当に事後調査を行わなくても良いのか、後々問題は起きないのか、少し心配である。

(議長) 環境監視において何か異常あれば公表もすることになっているので、これで対応できるのではないかと思うが。

(事務局) 意見案の1-(6)番において「施設管理及び環境監視に関する情報について積極的に公表する方法を具体的に示すこと。」としており、調査を行ってそれで終わるということではなく、結果の公表方法を具体的に示させたいと考えている。

(委員) 何か異常が見つければ、結果が公表されるということか。

(事務局) 当然、必要な措置も講じるということになる。

(議長)他に意見がないようであるので、事務局から示された案に、先程の2点の修正を加えたものを、審査会の意見としてよろしいか。

(各委員)異議なし。

(議長)それでは、ただ今の議論の内容を踏まえて、環境影響評価準備書に対する知事意見を取りまとめられるよう事務局にお願いする。

(議長)その他あるか。

(各委員、事務局)なし。

(議長)それでは以上で本日の議事を終了する。

以上